|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、  ２年未満案件の引受基準について  平成13年4月1日　01-制度-00074  最終改正　平成21年6月29日　一部改正  　この規程は、「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、特約書第３条の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第１条の技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「技術提供契約等」という。）のうち２年未満案件（対価又は代金の決済が起算点から２年未満までに行われる技術提供契約等（対価又は代金の10％以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から２年以上経過して行われるものを含む。）をいう。）に限り適用するものとする。  記  １．基本的引受基準  (1)から(6)　　（略）  (7) ①および②　　（略）  　　③　政府開発援助契約等（「別紙２　政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、上記①及び②の規定並びに特約書第３条第６項にかかわらず、信用事由により生じた損失をてん補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。）  イ.政府開発援助契約等」１（１）及び２．については輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Ｇに格付けされておらず名簿規程の事故管理区分に該当しない場合は、約款第４条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）  ロ.上記イ以外の「政府開発援助契約等」については、ＩＬＣスイッチ方式又はトランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第４条第１１号の事由にあっては輸出契約等の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る  (8)から(11)　　（略）  ２．国別引受制限　　（略）  　　附　則〔抄〕  　　附　則〔平成19年7月2日〕  改正後の１．（７）①ロの規定中「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500）若しくは信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とする。  この改正は、平成19年7月9日から実施する。  　　附　則〔平成21年6月17日〕  この改正は、平成21年6月18日から実施する。  　　附　則〔平成21年6月12日〕  この改正は、平成21年6月19日から実施する。  附　則〔平成21年6月29日〕  この改正は、平成21年6月30日から実施する。  ［別紙１］　（略）  ［別紙２］　（略）  ［別紙３］　（略）  ［別紙４］　（略）  ［別紙５］　（略）  ［別　表］　（略） | 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、  ２年未満案件の引受基準について  平成13年4月1日　01-制度-00074  最終改正　平成21年6月17日　一部改正  この規程は、「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、特約書第３条の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第１条の技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「技術提供契約等」という。）のうち２年未満案件（対価又は代金の決済が起算点から２年未満までに行われる技術提供契約等（対価又は代金の10％以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から２年以上経過して行われるものを含む。）をいう。）に限り適用するものとする。  記  １．基本的引受基準  (1)から(6)　　（略）  (7) ①および②　　（略）  　　③　政府開発援助契約等（「別紙２　政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、上記①及び②の規定並びに特約書第３条第６項にかかわらず、信用事由をてん補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。）  (8)から(11)　　（略）  ２．国別引受制限　　（略）  　　附　則〔抄〕  　　附　則〔平成19年7月2日〕  改正後の１．（７）①ロの規定中「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500）若しくは信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とする。  この改正は、平成19年7月9日から実施する。  　　附　則〔平成21年6月17日〕  この改正は、平成21年6月18日から実施する。  　　附　則〔平成21年6月12日〕  この改正は、平成21年6月19日から実施する。  ［別紙１］　（略）  ［別紙２］　（略）  ［別紙３］　（略）  ［別紙４］　（略）  ［別紙５］　（略）  ［別　表］　（略） |  |